

「能登ふるさと博」能登の魅力発信イベント開催事業業務委託仕様書

I 事業概要

- ・ 能登地域への誘客及び地域活性化を図るため、里山里海等の能登独自の魅力をテーマとした体験型イベントを開催する。複数日・複数地点で開催することにより、長期的・広域的な能登での周遊促進を図る。

II 委託業務内容

1 イベントの企画・実施・運営

(1) 実施日・場所

- ・ 実施日は、令和5年9月から11月までの間の1か月程度とすること。
- ・ 実施場所は、輪島市内及び志賀町内の両方とすること。
- ・ 実施日及び実施場所は、企画内容に応じ、当実行委員会及び市町等関係者の協議により調整する場合がある。

(2) 企画提案における留意事項

- ・ 上記「事業概要」の趣旨を踏まえた企画内容とすること。
- ・ イベントでは、能登の特産品の販売や観光PRのみを行うのではなく、イベント自体にテーマ性を持たせ、能登にまだ関心のない層にも訴求するような内容とすること。
- ・ イベントの来場者が、能登の里山里海等の能登独自の魅力について興味関心を持ち、体感できるような内容とすること。また、来場者が自ら参加・体験し楽しむこともできるコンテンツも含むこと。
- ・ 来場者や周辺地域の方の安全確保に万全を期し、周辺地域の住民も参加できるような内容とすること。
- ・ イベントを開催する周辺地域への周遊をより促す工夫をすることが望ましい。
- ・ 雨天時・荒天時の対応を行い、雨天でも集客が見込めるよう工夫すること。
- ・ 予定金額の範囲に収まる内容とすること（オプション提案は記載しない）。

(3) 運営・実施における留意事項

- ・ 運営等に関する当実行委員会・市町等関係者との打合せに柔軟に対応すること（オンラインでも可）。
- ・ 動線・機材配置にあたっては、当実行委員会及び施設管理者等に随時了解を得ること。
- ・ 使用する機材一式は受託者で準備すること。
- ・ 会場設営・管理及び撤去について、円滑に行うこと。
- ・ 会場内の安全管理及び運営等に必要なスタッフを受託者で確保すること。
- ・ スタッフで共有する緊急連絡・救急体制を含めた実施計画書を作成すること。
- ・ 安全管理に万全を期すこと。なお、万一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに当実行委員会に報告すること。
- ・ 来場者が体験や通行するにあたり、注意喚起が必要と思われる箇所が生じる場合には、当実行委員会及び施設管理者と協議の上、プレートを作成する等、工夫して注意喚起を行うこと。

- ・ 運営全体を通じて、国、自治体、業界団体が示すガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止に配慮した実施方法を提案し、必要な策を講じること。

2 広報宣伝

(1) イベントに係る広報チラシを制作・印刷・配送すること。

- ・ 規 格：A 4 版・両面・4 色カラー
- ・ 数 量：8,000 枚

※その他の広報宣伝等の状況により増減させる場合がある。

- ・ 配布先：主催者が指定する配布先（県内外約 150 箇所）に配布すること。受託者に配布先リストを提供する。
- ・ 納期限：受託者へ別途指示する。
- ・ その他：デザイン案は、制作の都度、主催者と協議の上、決定すること。

(2) イベントへの誘客促進を図るため、県内外に広く、広報宣伝を行うこと。

チラシ以外の広報宣伝を行う場合は、提案内容に含めること。

3 履行期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 29 日（金）

4 その他の順守事項

- ・ 受託者が、一部業務を他の業者へ再委託する場合は、再委託先・期間、再委託する業務内容等について、事前に書面により当実行委員会へ届出し承認を得ること。
- ・ 印刷物、看板サイン等に使用する素材等について、他者が著作権等の権利を有するものは使用を避けること。
- ・ 他者が著作権等の権利を有するものを使用する場合は、事前に、権利者から 2 次使用を含む使用の許可、及び事後にも権利を主張しない旨の許諾を文書で得ておくこと。当該権利等に関し何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- ・ 本委託事業に係る個別具体的な事項については、当実行委員会と十分な打ち合わせを行った上で決定すること。また、本仕様書に定めのない事柄については、当実行委員会・施設管理者と受託者の協議の上、定めることとする。
- ・ 受注者は、参加者及び来場者の安全を最優先として、十分な安全管理体制のもとで事業運営を行うこと。
- ・ 業務実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・ 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合においては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守すること。
- ・ 受託者は、本委託業務の完了の前後を問わず、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

別 記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限り

ではない。

- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

注1 「甲」は、委託者である能登ふるさと博開催実行委員会、「乙」は受託業者をいう。